

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月にA市所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月から〇部の営業部長として業務用中華食材の営業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月頃から会社でストレス、プレッシャーがかかり、重圧から寝られないとして、同年〇月〇日にCクリニックに受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、同月〇日に自宅で縊死しているところを発見された。死体検案書によると、死亡日時「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因「定型的縊死」と記載されている。

請求人は、被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した本件疾病及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者の心身の変調等をICD-10診断ガイドラインに照らし分類すれば、不眠（睡眠障害）、食欲減退、意欲低下（抑うつ気分）、疲労感等が出現した平成〇年〇月上旬頃に「F32 うつ病エピソード」を発病したものと判断するのが妥当である、と述べており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

なお、請求人らは、被災者のCクリニック受診時の問診票及びD医師作成の平成〇年〇月〇日付け回答書を根拠に、被災者の発病時期を〇月とするのは誤りである旨主張しているが、当審査会としては、上記で述べたとおり、被災者の症状を総合的にみて発病時期を判断しているものであり、請求人らの主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、認定基準に基づいて、以下検討する。

(3) 被災者の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷につい

てみる。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「心理的負荷評価表」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人らは、①E常務の「パワハラ等」、②会社の売上げ低下によるノルマの発生、③部下の減員による業務量の増加、④倉庫、物流業者を変更したこと、Y産春巻きの欠品、製造年月日貼付ミス及び既存商品（アイテム）の廃止に伴うトラブル・クレーム対応により被災者の心理的負荷が増大したなどと主張している。

（ア）まず、①E常務の「パワハラ等」に関し、請求人らは、E常務が「実績が不十分である場合など厳しく追及していた」、「説明を求められこれに答えられない場合には厳しく非難した」、「担当部長として厳しく叱責した」、「来年からは、各担当の意見は部長が集約して報告すること。部長には部長らしい仕事をしてもらう。」と発言したことに対して、被災者が「参ったなあ」と述べたと述べている。

これらの出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

被災者の遺書を見ると、「特にE常務様の口調には大変なプレッシャーとストレスが貯まりました」との記載があるものの、Fは「口調はごく普通で、強く言われるとか感情的に言われることはありませんでした。怒られているという雰囲気はありませんでした。」と申述し、Gが「口調は淡々としていて、声を荒げることや感情的になることはありませんでした。請求人がE常務から叱責されていることは見たことはない。」と申述していることからすると、E常務は、業務として必要な指導を厳しく伝えていたにすぎず、業務指導の範囲内で指導・叱責を行ったものと評価できるから、その心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

（イ）次に、請求人らが主張する②～④についての出来事は、被災者が○部の部長に昇進する平成○年○月直前から被災者が最後に会社に出勤した同年○月○日

までの間に発生しており、被災者が本件疾病を発病した後の出来事であることから認定基準上評価の対象とはならない。

ウ 以上を総合すると、当審査会としては、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。